

農地法第3条許可申請における許可基準について

下記の事項は申請するにあたって重要なことです。十分ご理解・ご同意いただいた上で手続きを進めていただく必要があります。下記について、基準を満たすと認められない場合、不許可、または許可が取り消されることがあります。

許可基準			チェック
農地法第3条 (法令遵守状況)	法令の遵守の状況等 について	申請対象農地を取得後直ちに耕作をすること。 また、一度も耕作することもなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、または農地以外のものにする行為を行わないこと。	理解した <input type="checkbox"/>
(農地法第3条第2項 所有権移転の場合)	1号 全部効率利用要件 について	必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと ※既に取得している農地も全部効率利用要件の範囲に含まれますので、管理がなされていない場合は、不許可、または許可が取り消されることがあります。	理解した <input type="checkbox"/>
	2号 (申請者が法人の場合) 農地所有適格法人要件 について	農地の権利を取得しようとする法人は農地所有適格法人であること	理解した <input type="checkbox"/>
	4号 農作業常時従事要件 について	必要な農作業に常時従事すること	理解した <input type="checkbox"/>
	5号 借地等の転貸の禁止 について	所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしないこと	理解した <input type="checkbox"/>
	6号 地域との調和要件 について	農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集約化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと 例)水利組合や土地改良区への加入、用排水の管理・清掃、定期的に草刈りを行う等	理解した <input type="checkbox"/>
(農地法第3条第3項 使用貸借権・賃貸借権の 設定の場合)	1号 解除条件付契約要件 について	取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること	理解した <input type="checkbox"/>
	2号 地域における適切な 役割分担要件	地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること	理解した <input type="checkbox"/>
	3号 (申請者が法人の場合) 業務執行役員 の農業常時従事要件	法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること	理解した <input type="checkbox"/>

以上、私は上記の内容を理解しました。また、これらを守り、申請手続きを進めることに同意いたします。

令和 年 月 日

譲受人 住所

氏名※

(※自署または記名・押印)

防府市農業委員会